

**「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準
及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」
開催要項**

平成 24 年 5 月 30 日
改 平成 24 年 11 月 15 日

1. 背景

近年、部品取りや金属回収等を目的として、電気・電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動が急増している。E-waste には鉛等の有害物質が含まれている場合があり、輸出先の途上国において、環境規制や適切な処理施設が未整備なことから、環境及び健康に及ぼす悪影響が懸念されている。バーゼル条約下においては、途上国において、喫緊の問題である E-waste の環境上適正な管理に関するプロジェクト等の実施支援が行われているところ。

有害な特性を有する物質を含む使用済み電気・電子機器や金属スクラップをリサイクル目的で輸出する際には、輸出の相手国で不適正に処分されると人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、バーゼル法に基づき、外為法の規定による輸出の承認を受ける必要がある。「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について（意見具申）」（平成 20 年 2 月中央環境審議会）においては、バーゼル法の適正な運用等を検討する必要があると指摘されたこと等を踏まえ、平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月にかけて、「使用済みテレビ輸出時判断基準等研究会」が開催され、使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準が策定された。

しかし、ブラウン管テレビ以外についても、実際には中古利用に適さない使用済み電気・電子機器が、輸出の承認を受けずに中古利用名目で輸出されリサイクル又は処分されているおそれがある。また、使用済み電気・電子機器が金属スクラップに混入され輸出されている事例も指摘されている。

2. 目的

バーゼル法の適切な施行、運用等の検討を行うこととし、具体的には、有害な特性を有する物質を含む使用済み電気・電子機器で実際には中古利用に適さないものが、中古利用の名目で輸出されることがないように、使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準の検討を行う。

また、金属スクラップが不均一で多様な品目の混合物である場合や、基板、パソコン等品目ごとに分類されているが、それに含まれる鉛等の有害物質の重量比の高いものと低いものが混在している場合について、バーゼル法の該当性の判断を適切に行うことができるよう、分析方法、税関での確認方法その他の管理方策を検討する。

3. 名称

本会は、「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」と称する。

4. 検討事項

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準及び金属スクラップの有害特性の分析手法等について、以下の検討を行う。

- (1) 使用済み電気・電子機器のうち中古品の輸出先での取扱い状況等、最新状況の更なる調査・検証を実施するとともに中古品判断基準案に関する検討
- (2) 使用済み電気・電子機器のうち、製品の不適正処理による環境への影響が大きい等の観点から平成23年度「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」において選定した個別品目について、中古利用状況等の実態調査及び年式等の詳細な中古品判断基準に関する検討
- (3) バーゼル法の該当性の判断が困難な、不均一で多様な品目の混合物である金属スクラップの輸出状況の調査及び輸出時における適正な管理方法(保管、分別等)に関する検討
- (4) 基板等のバーゼル法の該当性の判断を分析により確認することとされている場合における分析手法(サンプリング方法等)に関する検討
- (5) その他バーゼル法の該当性の適切な判断に資する方策の検討(税関で即物的に判断できる通常バーゼル法サービス告示に定める基準を超過する品目リストの作成等)

5. 組織等

- (1) 本検討会は、委員6名以内で構成する。
- (2) 本検討会に座長を置く。
- (3) 座長は、本検討会を総理する。
- (4) 委員は、バーゼル法に関連する知見を有する学識経験者、有識者等から環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室及び適正処理・不法投棄対策室の同意を得て株式会社エックス都市研究所が委嘱する。
- (5) 委員の委嘱期間は、株式会社エックス都市研究所が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。
- (6) その他、必要に応じ使用済み電気・電子機器のリサイクル・リユースまたは金属スクラップのリサイクル事業に係る利害関係者、関係省庁等をオブザーバー等として参加させることができることとする。

6. 開催時期

平成24年5月から平成24年度末までの開催とする。

7. 審議内容等の公開等

本検討会は原則、公開で行うこととする。但し、個人情報や企業秘密等の理由により、本検討会で公開しないことが妥当と認められた場合はこの限りではない。

8. 庶務

本検討会の庶務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室及び適正処理・不法投棄対策室の同意を得て、株式会社エックス都市研究所において処理する。

「使用済み電気・電子機器輸出時判断基準
及び金属スクラップ有害特性分析手法等検討会」
委員名簿

(敬称略、五十音順)

《委員》 ※座長

- 小澤 賢 財団法人日本環境衛生センター東日本支局環境科学部次長
- 小島 道一 アジア経済研究所新領域研究センター環境・資源研究グループ長
- 鶴田 順 海上保安大学校准教授
- 寺園 淳 国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター室長
- 吉田 文和※ 北海道大学大学院経済学研究科教授